

定額減税補足給付金調整給付（不足額給付分）申請書

転入者以外

鹿屋市長あて

受付印

※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、以下の全てに該当する方が申請のために使用するものです。

- ①令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方
②令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ課税世帯)向け給付を世帯主又は世帯員として受給していない方
③青色事業専従者、事業専従者の方 または 合計所得金額が48万円超である方

誓約・同意事項

※全ての項目を必ず確認してください※

- ①下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円※が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ◆令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
◆地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

- ②以下のいずれにも該当しません。

- ・令和6年度に実施された定額減税の対象であった
・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した世帯である
・令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分又は扶養親族等分として受給した

- ③調整給付の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

- ④公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

- ①私(申請・請求者)は、上記の 誓約・同意事項 に同意の上、申請します。

氏 名		申請日	年 月 日
フリガナ		電話番号	※日中に連絡が取れる番号 ()
(署名又は記名押印)			
現住所		生年月日	
		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

- ②振込を希望する金融機関の口座情報を御記入ください。(原則、①の申請者名義の口座とします。)

金 融 機 関 名		支 店 名	分 類	口 座 番 号 (右詰めで)	口 座 名 義 (カナ) (通帳の表記に合わせてください)
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連		本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	記 号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください)	番 号 (右詰めで)	口 座 名 義 (カナ) (通帳の表記に合わせてください)
通帳の見開き左上 または キャッシュカードに 記載の記号・番号をお書きください	1 0 ※		

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、電話0994-35-1654(鹿屋市役所6階601会議室)までお問い合わせ下さい。

提出が必要な書類があります！ 必ず裏面を御確認ください

※代理人(世帯主以外)の口座に振り込みを希望する場合

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、表面の②に代理人名義の口座情報を記入してください。

代理人	氏 名		住 所	
	フリガナ			
	世帯主との関係		生年月日	電話番号 ※日中連絡がつきやすい番号
	1.同一世帯 3.親族等()	2.法定代理人()	明・大・昭・平・令 年 月 日	()
(委任欄) 上記の者を代理人と認め、鹿屋市低所得者支援給付金の「受給」を委任します。			世帯主	氏 名 (署名又は記名押印)※上記の申請印と同じ印を押印してください

提出書類について

①令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)

※受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等が分かる上記書類の写し(コピー)

②事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等

※青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。

③本人(代理人)確認書類の写し(コピー)

申請者本人の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を同封してください。

※代理人名義の口座で受給を希望した場合は、
本人・代理人両方の確認書類のコピーが必要です。



④振込口座が確認できる書類の写し(コピー)

金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ) が分かる通帳のコピー(通帳の表紙をめくったページ等) または
キャッシュカードのコピーを同封してください。



申請書の記入漏れや提出書類の不備はありませんか？
記入漏れや提出書類に不備がある場合、審査が進められず、
給付が遅れます。ご確認をお願いします。